

時事新報

第千二百八號

十二月中旬（山口縣下山口鹿兒島縣下鹿兒島靜岡縣下
靜岡東京府下東京）

○ 政談演説の催はしな程の盛會を

時事新報定價
一箇月銀六十五

時事報

内務大臣山縣伯は、通般此用有之沖繩縣へ出張と命ぜられ、近日馳行國と共に同地より赴かるべしとあり内務大臣が出席御用事は何事なるや知るを得ずといへども我輩の痛かに推察する所と以てするより確信を廢して沖繩縣を量りし以來今日まで既に七箇年の星霜と聞せしといへども未だ曾て大臣の同縣に巡視ありしと聞かず然るに廣き世界の形勢より月に日に變化し明治十九年の朝鮮の南、日本の西南ふ當りたる一帶に海上は近來世界獨裁者として數里の先さと辨そべくらす未定りなく海陸澤々として數里の先さと辨そべくらす沖繩縣は日本帝國の西南端に敵泊する幾個の嶼嶼より成るものにして常々支那海關税は猶よ立つものあり此地方既ふ我帝國の一部分たる以上は特ふ内務大臣の巡視ありて縣治は如何と察し商工兵事の有様をも觀察する。其左書きは今回内務大臣は沖繩縣出張はこれといふべた御駕の御用筋などと假定するも嘗常一樣の巡視其事のみても早く既に十分緊急の性質を有するものありと稱して可ならん。

内務大臣が琉球諸島を巡視せられたる上は必ず其商工兵事等の進歩改良に關し種々大に發明せらるゝ所あるべきや頃を容れず早晚必ず其實施を見るべにこと無難ありといへども我輩が特に爰に一言と呈し度こは日本内地と琉球諸島との交通上に今幾層の便利と與へられん蓋即ち是より我國にては鳴川政府の時代以來北門の鐵道と稱して北洋道地方ふ意を用ひ力と盛すと區ざ少しから走近日は又北洋鐵道の新設に際じ一般の人心東洋に北上南下の風と高揚しよりといへども廣く世界の形勢と相應すれば今日の日本は北門れ鐵道の固くらるる運輸大として東洋兩門の鐵道の衝からせる空氣ふべき地位ふ在るむたることを聲明するなほん總理は日本關門の第一關を以て九州は其第三關をか備二關を守る比取らず而す第二關を守る所以にして其事の大いある固より論辨を要せず琉球諸島は支那海往來の衝

○告示第八號
本年第二回獸醫開業試驗舉行ノ地方及其期日左之通知
定候條志願ノ者ハ明治十八年第十七號布達ニ準據レ其
題書ニ試験ヲ受ケントスル望ノ場所ヲ記載シ本年六月

明治十九年二月十九日 梅商務大臣子爵谷干城
八月下旬(長野縣下長野禪島縣下禪島北海道函館)
九月上旬(新潟縣下新潟山形縣下山形北海道丸岡)
九月中旬(宮城縣下仙臺富山縣下高岡)
九月下旬(岩手縣下盛岡山縣下高田)
十月上旬(福井縣下福井秋田縣下久保田)
十月中旬(青森縣下青森)
十月下旬(島根縣下松江)
十一月上旬(鳥取縣下鳥取豐前縣下松山大分縣下大分)
十一月中旬(大阪府下大阪高知縣下高知福岡縣下福岡)
十一月下旬(熊本縣下熊本宮崎縣下宮崎鹿兒島縣下那珂)
十二月上旬(長崎縣下長崎廣島縣下廣島愛知縣下名古屋)

○上京と歸縣　嘗て陸軍省に命にく佛國に留學したる
當縣人楠瀬某は此程歸朝して直ちに歸縣し居たるが一
昨十三日の便駕駿河丸にて上京の途に就きたり或は云
ふ同氏は谷農商務大臣の歐洲出張に付其隨行員と會せ
らるゝあらんと又過日來當地に滞在するを知たる牧海軍少
佐の一行は同船みて歸京し土佐製茶總取締長平尾喜壽
氏は同船みて出京に途に上りたり○警部長此程京都警
部長會議に出席する爲先同地に出張したる樂斐高知縣
書記長は兩三日前歸縣したり○計替　高知始審裁判所
檢察官　送融氏は駿車始審裁判所詰を命ぜられ駿阜始
審裁判所檢察官武田富行氏が當始審裁判所詰と令せら
れり○鮭油輸出　本縣幡多安藝兩郡の越前會社より
は今度許多の鮭油と海外へ輸出する都合なりといへり

地均^{じょん}も着手^{しゆく}。城新報^{じゆうしゅう}は愈^{ます}々^々成^な社^し。そ
り昨年十月は本社を當^あるが創立^{さくりつ}以^いて設^{たて}け一日の
説教^{せきょう}とある。○東金明近^{とうきんめいちか}千餘^{せんよ}の小都^{しゆ}
振^ふへざる有^{あり}あるとなる。

はせしも病勢又擴次々衰退し初段より經過三週間よし
て患者百八人死亡六十七人一昨二十二日に至りては全
く新患者あきらめど此の如く速々終熄の状を呈せし
所以の者は蓋流行前に先ち迅速充分の保防法を實施し
病毒は傳播を最初か防ひ検疫本部と置き検疫委員と設
ケ豫防消毒と從事せしむる等其の着手時機を失せず且
措置の宜さを得たるに由るものなり(内務省報告)
○東京府傳染病患者 東京府天然痘患者ハ去る十三日
北豊島郡下練馬村に男一人同十五日小石川區大門町に
男一人同十七日麻布區麻布本村町又男一人同十八日京
橋區長澤町に男一人同十九日日本橋堀留町に男二人
芝區今入町又男一人同區汐留町二町目に男一人同區柴
井町に男一人麻布區東町に男一人同二十日小石川區金
富町に男一人芝區西ノ久保明船町に男一人同區南佐久
間町に男一人東京府臨時病院内に男一人荏原郡南品川
鷺島町に女一人同二十一日芝區濱松町一町目又男一人
同區兼房町又男一人同區櫻田太左衛門町に男一人麹町
區内幸町二町目に男一人本所區元町又男一人合計二十
人なり(警視廳報告)

中止を命ぜられ、札幌通信社は運営の停止を命ぜられ、市長は勿論、市民は勿論、至り能くして常食としているものにて當に年季代り、鉛箸と盤子を兩三日並び、それより居るのみである。